# 第797回:漢字漫筆

中国文学の碩学にして軽妙洒脱なエッセイストでもある高島俊男先生の、「お言葉ですが・・● 広辞苑の 神話 文春文庫」を、地下鉄の中で腹をかかえながら読んでいたら、こんな個所をみつけた。

- ◆ 無教養な者ほど漢字を書きたがる
- ◆ 意味も考えず漢字変換するワープロみたいな人間はむかしからいたわけだ ボクへのお叱りかと吃驚し、本を車内で落とすところだった。先生の批判先は次の新聞記事。

## <阪神の野村監督は、改めて、「1球」の大切さを指摘した>

高島先生は【改めて】がおかしいと指摘する。【改める】は「元号を改める政令」のように、変更するの意味。 だが、野村監督は従来の考えを変えたわけではない。"阪神の投手がこともあろうに、横浜の投手ごときに 打たれるとはなさけない。毎度言っていることだが、いま一度、一球のたいせつさを強調した"ということだ。

われわれが日頃書く日本語は、中国伝来の漢字と、漢字をもとに日本人が編み出したひらがな、カタカナ、 そして(一部)アルファベットから構成されている。

その中で、【あらためて】という言葉は、「哲学」、「甲状腺」など明治時代の日本人がつくった「和製漢語」 でもなければ、「遠方」、「君子」のように中国から伝わった「漢語」でもなく、日本古来の日本語だ。だから、 【あらためて】とひらがなで表記して、まったく問題はないのだが、ひらがなが長々と続く文章は、ときに読み にくいこともあるので、「改めて」のように漢字を混入させることもある。

でも、ここで注意しなければならないのは、【あらためて】ということばは「警察官が不審物をあらためた」、 「容(かたち)をあらためる」、「悪習をあらためる」など、形容する幅がたいへん広い。もし、【あらためる】に 漢字をつかいたければ、「悪習を改める」は良いとして、「不審物は検める」、「日は革める」などと書くべき。 でも、わざわざ、そんなけったいな書き方をする必要はないと、高島先生は一刀両断されているのだ。

そのとおり。筆者も【あらためて】冷汗三斗の思いで拝読した次第。筆者のこのコラム「巨龍のあくび」は、 そろそろ800回を迎えるが、多くの読者諸賢より「漢字、特に難字が多い」などと云われることがある。

対不起・・でも、ちょっとだけ弁解すれば、筆者はユーモアの一種として(個人の資格で書くコラムの中で) ときにわざと難字を使うことがある。だが、その難字は「釁端」、「擱筆」、「驚魂動魄」など、全て漢語であり、 日本古来のことばに対し、訓える(おしえる)、道う(いう)など変な漢字は用いてないつもりだ。

最近"インテリ芸能人"らが夜のTVクイズ番組に出没し、「論う」、「肖る」、「陽る」、「肯う」なんて難読漢字 の読み方を競争しているようだが、そんな瑣事を学ぶ余裕があるなら弁護士やCFAの資格等にチャレンジ する方が、よほど世の中の役にたつと思う。

「あげつらう」、「あやかる」、「いつわる」、「うべなう」と得意顔されても困る。「あげつらう」は論駁の「論」を、 「いつわる」は陽動作戦の「陽」、そして「うべなう」は肯定の「肯」を当てたのだろうと想像はするけど。

「お言葉ですが」の攻撃先は多岐にわたるが、文庫本のフリカナに噛み付いている個所もある。

◆ 翌天保四年に到り(いたり)ては、立春吉祥の其日(そのひ)より、東風(こち)頻(しきりに)吹荒(ふき

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。



すさ)み・・(太宰治 津輕より)

「こんな漢文くずしの文章に、編輯関係者が"こち"なんて雅語を使うなんて」と高島先生は嗤う。菅原道真の「東風吹かばにほひおこせよ梅の花」ではあるまいに、「東風」と出てくりゃ、なんでもなんでも「コチ」という程度の連中が、こんな注釈をつけるらしいと仰っている。

悪しきスマホ依存症の関係か、最近の若者たちの文章力低下が著しいようだ・・金融業界も含め。そんな 方々への最良のアドバイスは、「文章を磨くよりは、変な表記を減らせ」に尽きる。つまり、背伸びして、難読 漢字を多用して大恥をかくよりは、ひらがな表記を増やせということだ。

また、これからの金融パーソンは英語の修養も必要だ。金融機関に求められる重要原則「プリンシプル・ベース」は、米国などとの国際協調や規制内容の厳密な解釈などから英文表記にしたと思われるが、含蓄の深いことばである。営業現場ではしっかりこの意味を学び、プリンシプル、ルール、フォワードルッキングなどの用語が一人歩きしたり、すべったりすることがないよう、内部教育をしっかり行うべきだろう。

個人的には「漏えい」、「冒とく」のように単語を漢字・ひらがな混合で書くのもイヤだ。常用漢字しか使えない事情はわかるが、そんな変態表記よりは、「もらす」、「けがす」の方がよほどすっきりする。

間違いではないけど、どこかピントのずれた表記も気になる。官庁や半官半民の企業体ならいざ知らず、 お客さまに寄り添うリテール業務をおこなう民間企業には、「則る」、「扨措き」、「鑑み」なんて表現を使って ほしくないし、そんな大時代(おおじだい)の表現を使う手合いにろくなやつはいない。

「情報を共有する」という表現も一知半解の典型例だ。筆者はもともと、この表現が大嫌いで、情報共有は 重要だが、組織において更に重要なのは"need to know"即ち必要とする人にのみ情報へのアクセスを許可 し、不要な人物によるアクセスは禁止するべきとする情報漏洩対策の原則ではないかと思う。

それは扨措、もとい、さておき、「共有」は「We'll share this information with our team」の主旨であろうが、 共有すべき情報と共有する相手を間違えると意味がおかしくなるので、このあたりは管理職が社会経験の 浅い部下をしっかり教育してほしい。もし取引銀行から拙宅に、「預金口座約款を変更しましたのでお知らせ して、お客さまと情報を共有します」なんて通知がきたら、筆者は激怒するね、きっと。(了)

> 文中の見解は全て筆者の個人的意見である。 2024 年(令和 6 年)4 月 12 日

筆者プロフィール

杉野光男

東洋証券株式会社 主席エコノミスト

ー橋大学商学部卒、 三菱信託銀行(現三菱 UFJ 信託銀行)入社、上海華東師範大学へ留学 同行北京駐在員、上海駐在員事務所長、理事中国担当部長を経て、2007年より現職

著書 日本の常識は中国の非常識(時事通信社)、中国ビジネス笑劇場(光文社)等

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。



## ご投資にあたっての注意事項

## 外国証券等について

・外国証券等は、日本国内の取引所に上場されている銘柄や日本国内で募集または売出しがあった銘柄等の場合を除き、日本国の金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

## 手数料等およびリスクについて

- ①国内株式等の手数料等およびリスクについて
- ・国内株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2650%(税込み)の手数料をいただきます。約定代金の 1.2650%(税込み)に相当する額が 3,300 円(税込み)に満たない場合は 3,300 円(税込み)、売却約定代金が 3,300 円未満の場合は別途、当社が定めた方法により算出した金額をお支払いいただきます。国内株式等を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式等は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。
- ②外国株式等の手数料等およびリスクについて
- ・委託取引については、売買金額(現地における約定代金に現地委託手数料と税金等を買いの場合には加え、売りの場合には差し引いた額)に対して最大 1.1000%(税込み)の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。
- ・国内店頭取引については、お客さまに提示する売り・買い店頭取引価格は、直近の外国金融商品市場等における取引価格等を基準に合理的かつ適正な方法で基準価格を算出し、基準価格と売り・買い店頭取引価格との差がそれぞれ原則として 2.50%となるように設定したものです。
- ・外国株式等は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。
- ③債券の手数料等およびリスクについて
- ・非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスクおよび為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。
- ④投資信託の手数料等およびリスクについて
- ・投資信託のお取引にあたっては、申込(一部の投資信託は換金)手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。
- ・投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。
- ⑤株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて
- ・株価指数先物取引には、約定代金に対し最大 0.0880%(税込み)の手数料をいただきます。また、所定の委託 証拠金が必要となります。
- ・株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大 4.400%(税込み)の手数料をいただきます。約定代金の 4.400%(税込み)に相当する額が 2,750 円(税込み)に満たない場合は 2,750円(税込み)の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。
- ・株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

#### ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をご覧ください。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。



3/9